

第 190 回 役員 会議 事 要 録

1 日 時 平成 24 年 12 月 25 日 (火) 13 : 30 ~ 14 : 25

2 場 所 事務局第 3 会議室

3 議 事

(1) 長崎大学職員退職手当規程等の一部改正について

理事（人事・組織改革担当）から、退職手当に関する規定の参考としている国家公務員退職手当法が一部改正されたこと及び独立行政法人等も国家公務員の退職手当制度の改正に準ずるよう要請等があったことから、資料 1-1 のとおり長崎大学職員退職手当規程、資料 1-2 のとおり長崎大学職員退職手当規程の一部を改正する規程及び資料 1-3 のとおり長崎大学役員退職手当規程を一部改正したいとの提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

(2) 長崎大学病院の有期雇用職員に支給する退職調整手当に関する規程の一部改正について

理事（人事・組織改革担当）から、長崎大学職員退職手当規程の一部改正により、退職手当の調整率が段階的に引き下げられることになったことに伴い、長崎大学職員就業規則の適用を受ける職員との均衡を図る観点から、長崎大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける職員で病院に所属する教育職員に支給する退職調整手当を見直すため、資料 2 のとおり長崎大学病院の有期雇用職員に支給する退職調整手当に関する規程を一部改正したいとの提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

(3) 長崎大学病院の有期雇用看護師等に支給する退職調整一時金に関する細則の一部改正について

理事（人事・組織改革担当）から、長崎大学職員退職手当規程の一部改正により、退職手当の調整率が段階的に引き下げられることになったことに伴い、長崎大学職員就業規則の適用を受ける看護師等との均衡を図る観点から、有期雇用看護師等に支給する退職調整一時金の額を見直すため、資料 3 のとおり長崎大学病院の有期雇用看護師等に支給する退職調整一時金に関する細則を一部改正したいとの提案があり、審議の結果、継続審議となった。

なお、審議の過程において、大要次の意見があった。

- ① 退職調整一時金は退職手当ではないが、均衡の観点だけで引き下げる必要があるのか。
- ② 看護師等の雇用を確保する観点から、退職調整一時金の引き下げは避けたい。
- ③ 運営費交付金以外で措置されている退職調整一時金の引き下げの可否については、大学独自の判断も可能ではないか。
- ④ 退職調整一時金の実際の引き下げは平成 25 年 10 月 1 日からであり、もう少し検討する時間があるのではないか。

(以上)